

令和4年第12回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年12月27日(火) 午前9時00分～10時45分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外菌	健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 平川局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (7番 野元 京子 委員 ・ 8番 古賀 久美子 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し
(1件)について

日程第2 議案第67号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第3 議案第68号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第4 議案第69号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第5 議案第70号 非農地証明願(2件)について

日程第6 議案第71号 農用地利用集積計画案(4件)について(継続4件)

日程第7 議案第72号 農用地利用集積計画案(一括方式)について(新規9件)

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和4年第12回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、令和4年第12回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしくをお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づき、私の方で議長を務めさせていただきます。まず、事務局より本日の農業委員の出席状況について報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名全員出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進めてまいります。

まず、議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 ありがとうございます。それでは今回の議事録署名委員につきましては、7番 野元京子 委員、8番 古賀久美子 委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。それでは早速議事に入ります。

日程第1報告議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第1報告議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し1件についてであります。1ページをお開きください。令和4年10月31日付け指令い申農委第5-37号の取り消しについての申請であります。申請人は薩摩川内市に居住しており、10月7日一般住宅建築のため申請書を提出し、10月31日に許可を得ましたが、申請地の近くを通っている高圧線が気に入り、売買契約解除により、取り消し願いを申請したものと聞いております。

議長

今事務局の方から説明がありました。10月の総会で審議をして許可を出した分です。近くに高圧線が通っているということで、その影響を大変気にしているということです。どうしても家を建てるのが気になったということで、今回取り消し願いが提出されたということです。何かご質疑ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

これは、本人の気持ちですので、取り消し願いが出されていますのでお諮りします。日程第1報告議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しにつきましては、申請のあったとおり取り消しをすることで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し、今回1件ですが、これについては申請のあったとおり取り消すことで決定をいたしました。

次に進みます。日程第2議案第67号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件ですので、事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第2議案第67号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は1件です。3ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。申請地の隣の田も所有し、耕作しておられます。調査は【正】を木場委員、【副】を西村委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

木場委員 6番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、12月22日午前9時より、代理人の行政書士立会いのもと、西村委員と私で調査を実施しましたのでご報告いたします。位置図は3ページ、4ページを参照してください。申請地は現在譲受人が耕作しています。大里〇〇は譲受人の所有地です。農機具はトラクター、草払機等一式所有しています。通作距離は約400mです。私達が調査した結果、問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局の説明と、現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。それではお諮りします。日程第2議案第67号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第2議案第67号農地法第3条第1項の規定による許可申請、今回は1件ですが、これにつきましては、申請のあったとおり許可することによって決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第68号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。なお、この案件は次の日程第4議案第69号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2と関連がありますので、両案件を一括して議題とします。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第3議案第68号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。5ページをお開きください。申請人は現在借家住まいであるため、申請地と申請地の東に隣接する農地、今回5条の申請分になります所を買い受けて、一体利用により一般住宅を建築したいための申請であります。第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。

続きまして、9ページをお開きください。日程第4議案第69号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのNo.2になります。同

じ譲受人になりますが、申請地を買い受けて、西側に隣接する自分の農地で第4条申請分と一体利用し、住宅を建築したいための申請であります。こちら第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。一体利用の面積は、301.03㎡であります。どちらも調査委員は【正】を野元委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

野元委員 7番野元です。農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1と、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのNo.2について、12月21日(水)午前10時20分より、代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と調査をしましたので報告いたします。資料の5ページ、6ページと、9ページ、10ページをご覧ください。転用の目的は、現在借家住まいのため自分の所有する農地、これは4条申請分と、東に隣接する農地の5条申請分を買い受け、一体利用し住宅を建築したいとの事です。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。申請地の東側は道路、西側と南側は畑、北側は宅地です。被害防除計画書の造成計画は現状のまま利用し、2.7mの緩衝地を設けます。境界にはブロックを3段積み、周囲の農地に土砂等の流出被害が及ばないようにするとのことです。雨水排水は水路放流、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。資金調達計画は自己資金で、来年1月着工、3月完成の予定です。残高証明書他添付書類につきましては、4条、5条申請の備考欄に記載してあります。特に問題はないと思われませんが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明と、現地調査の報告がありました。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますのでお諮りします。日程第3議案第68号農地法第4条第1項の規定による許可申請、及び日程第4議案第69号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2については、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第3議案第68号農地法第4条第1項の規定による許可申請、及び日程第4議案第69号農地法

第5条第1項の規定による許可申請のNo.2については、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第4議案第69号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件でしたが、ただ今No.2については審議を終えましたので、残り1件となります。事務局の説明及び現地調査の報告終了後質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第4議案第69号農地法第5条第1項の規定による許可申請、先程の申請を含め2件についてであります。7ページをお開きください。No.1について説明いたします。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地及び上名〇〇と、上名〇〇を買い受け、一体利用し住宅を建築したいため申請であります。合計309.62㎡で、実測は289㎡です。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第3種農地、第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西村委員、【副】を木場委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員

9番西村です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について現地調査報告をいたします。12月22日午前9時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、木場委員と調査を実施しました。資料の7から8ページを参照してください。申請地は第3種農地、第1種低層住居専用地域内にある農地です。転用の目的は、申請地を買い受けて住宅を建築する計画です。付近の状況は東側は雑種地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路です。周囲には耕作中の農地はありません。雨水排水は溜枡を経て道路側側溝に放流し、用水は上水道、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。許可後2月に着工する予定です。被害防除計画書他の添付書類については、5条申請の備考欄に記載してあります。以上特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ございませんのでお諮りします。日程第4議案第69号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてのNo.1につきまして

は、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第4議案第69号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1につきましては、申請のとおり許可することと決定をいたしました。

次に進みます。日程第5議案第70号非農地証明願についてを議題といたします。今回の申請は2件で、いずれも違反転用指導対象の事案ですので、現地調査の報告は省略します。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第5議案第70号非農地証明願2件についてであります。11ページをお開きください。No.1について説明いたします。父親が農地法の許可が必要と知らず50年程前に家を立て、隣地の上名〇〇については、木を植えたり庭として使用していましたが、7年前に亡くなり、娘が相続して現在に至っている状況です。

No.2について説明いたします。13ページをお開きください。30年程前に許可を得て申請地を通路に転用しましたが、登記の地目変更を失念してしまい現在に至っている状況です。また、現在も砂利を敷き通路として使用しており、始末書が提出されています。

議長

ただ今事務局の説明がありました。今回は2件です。まず、No.1について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次にNo.2について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

いずれもご質疑ないようでございますので、一括してお諮りいたします。日程第5議案第70号非農地証明願、今回2件ですが、いずれも申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第70号非農

地証明願2件につきましては、申請のあったとおり非農地証明を發出することで決定いたしました。

次に進みます。日程第6議案第71号農用地利用集積計画書案についてを議題といたします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございます。すみませんがご退席をお願いいたします。

〇〇委員退席後

事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

15ページをお願いします。日程第6議案第71号12月分の農用地利用集積計画書案は、4件4筆4,018㎡で、全て継続の申請です。いずれもお互いに顔見知りのため、賃貸借契約を簡単に済ませたいための利用権設定でございます。よろしくをお願いします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。今回は4筆、4,018㎡です。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますのでお諮りします。日程第6議案第71号農用地利用集積計画書案につきましては、15ページに記載してある内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第6議案第71号農用地利用集積計画書案につきましては、15ページ記載のとおりの内容で決定をいたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第7議案第72号農用地利用集積計画書案(一括方式)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

16ページ、17ページをお願いします。日程第7議案第72号12月31日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で9件10筆7,104㎡です。前回は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する6番、7番を含み、これらは全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の

無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。

また、関連がありますので、28 ページ、29 ページをご覧ください。合わせて報告いたします。その他（6）解除条件付き法人についてになります。今回は、〇〇から、日程第7議案第72号に関して、今後の見通しについての計画を提出していただきました。法人が農業に参入できる要件は3つあります。1つめ、農地を所有することはできませんが、使用貸借、または賃貸借にて、農地を適切に利用しない場合に、契約解除条件を契約書に付けることが必要になります。2つめは、地域における適切な役割分担のもとに、農業を行う必要があります。3つめは、業務執行役員または重要な使用人が、1人以上農業に常時従事することで、解除条件付法人となることができます。〇〇は、全ての要件に当てはまります。今後牧草地として貸し借りが増えてくる予定です。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今事務局の説明がありました。〇〇につきましては、新規の借入れです。ただ今、その他の6番目にあります解除条件付法人の説明がありましたが、〇〇につきましては、役員の要件で農地所有適格法人には該当しないということです。解除条件付法人ということで、今回中間管理事業で農地を借入れするというございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第7議案第72号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、16 ページ、17 ページに記載してあります内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第72号農用地利用集積計画書案（一括方式）9件につきましては、16 ページ、17 ページに記載した内容で決定をいたしました。

以上で、議案の審議は終わりました。

議事録署名委員

・

・
